社会的養護関係施設福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

有限会社　保健情報サービス

② 施設の情報

名称：青谷こども学園		種別：児童養護施設	
代表者氏名：施設長　水砂　美喜代		定員（利用人数）：３０名（２８名）	
所在地：　鳥取県鳥取市青谷町善田 31 番地１			
TEL：０８５７-８５-０３５８		ホームページ： https://www.tottori-aofuku.jp/page7	
【施設の概要】			
開設年月日：昭和２６年１月１１日			
経営法人・設置主体：社会福祉法人　青谷福祉会			
職員数	常勤職員　３０名	非常勤職員	８名
専門職員	施設長　１名	管理宿直等職員	５名
	副施設長（事務長兼務）　１名	事務兼児童指導員	１名
	家庭支援専門相談員　２名	事務員　１名	
	里親支援専門相談員　１名	嘱託医	１名
	心理療法担当職員　１名		
	保育士　１８名		
	児童指導員　３名	個別対応職員	１名
	栄養士兼調理委員　３名	自立支援担当職員	１名
施設・設備の概要	本園　管理棟　１棟 事務室　１部屋	施設長室 会議室 面談室 湯沸室 ロッカー室 収納庫 便所 ＜法人本部棟＞ 自立支援実習室 多目的室	１部屋 １部屋 ２部屋 ２ヶ所 １部屋 １ヶ所 ２ヶ所 １部屋 １部屋
	施設内小規模グループケア （本園　１棟６名定員　３棟）	児童居室 保育士室 食堂・居間 宿直室 風呂	各棟６部屋 各棟１部屋 各棟１ヶ所 各棟１部屋 各棟１ヶ所

		便所　各棟２ヶ所 親子等宿泊室　１ヶ所 静養室（医務室）　１ヶ所
	分園型小規模グループケア （分園　１棟６名定員　　２棟）	児童居室　各棟５部屋 （うち２人部屋が各２部屋有） 食堂・居間　各棟１ヶ所 和室（客間）　各棟１ヶ所 保育士室　各棟１ヶ所 宿直室　各棟１ヶ所 風呂　各棟１ヶ所 便所　各棟２ヶ所 心理療法室　１部屋 親子生活訓練室　１部屋 一時保護室・子育て短期利用室 １部屋 静養室（医務室）　１部屋

③ 理念・基本方針

■法人理念

・利用者の人権を第一にした施設運営
・地域に開かれた施設運営
・職員の資質向上を常にめざす施設運営

■運営基本方針

『すべての児童の幸福を よい環境の中で』

～あの子もこの子も皆の子である。身の限り、心の限りをつくしてもすべての児童の幸福をよい環境の中で育てたい～

・私たちは、安心安全な環境及び運営の資質向上に努めます。
・私たちは、こどもの尊厳を守り、人権侵害の防止に努めます。
・私たちは、こどもの個性を理解し、信頼関係の構築に努めます。
・私たちは、こどもの主体性と自己決定の尊重に努めます。
・私たちは、再び家族として歩み寄れるこども・親支援に努めます。
・私たちは、関係機関や地域と連携し、こどもの育成に努めます。

■養育の重点

「あたりまえの家族生活・あたりまえの家族関係＝あたりまえの幸せの基礎を培う」

～新しい“あたりまえの生活”をこどもと職員で創っていく～

いたわりあい和やかでくつろげる暮らしの場（生活の場・養育の場）

（１）安心・安全・清潔な環境の中での生活習慣の定着
（２）心身の回復と、健全な育ちの支援

（３）社会性の向上と感謝の心の醸成
（４）共に創り上げる自立への道筋とアフターケアの継続
（５）親子関係の修復と家族支援
（６）里親・関係機関等との連携強化と地域と歩む生活

④ 施設の特徴的な取組

・戦後の昭和２６年に開設され、平成６年完全小舎制の導入、平成２２年に分園型として１棟開設し小規模グループケアホーム４棟の運営開始、平成２７年には分園にもう１棟を開設され、管理棟１棟・本園３棟・分園２棟体制で家庭に近い環境のもとで養育支援が行われていました。
　その後本園の管理棟１棟・児童棟３棟を建替えにより、令和５年（春）から新ホームでの生活が本格開始されました。
・今年度から新たに、退所したこどもへのアフターケアや在園のこどもたちへの自立に向けた情報・知識の提供やスキルアップ訓練等の支援がスタートしています。
・地域の行政との契約「子育て短期支援事業」、鳥取県との契約「里親支援事業」に取り組みが行われています。
・地域のこども会に属し、積極的に参加し盛り上げ、学園の児童と職員が地域の一員として活性化に貢献されています。
　民生児童委員・里親会との交流も定着しており、友好的な関係作りができています。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和７年９月９日～ 令和８年２月３日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	６回（令和４年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

〇企画・戦略機能の充実
　国の新たな社会的養育ビジョンに沿った中・長期ビジョンを示し、より具体化する為法人の理念・学園運営基本方針に基づいた事業計画が策定されています。
　組織運営状況が検証・分析され、良好な取り組みの継続に加えて、課題改善の取り組みの柱を設定して施設運営が行なわれています。

〇より家庭的な小規模・多機能型ホーム運営
　快適な空間や新たな設備等が完備された本園の新園舎３棟と分園２棟での生活が開始されています。
　居室は、基本的に１人部屋となっており、家庭的な生活環境が整えられ、安心、安全な生活の場の環境が整備されています。

○組織的なこどもの自立支援に向けて
　個別対応職員によるこども一人ひとりが自立して生活を行う力を育むためのアドバイスや生活場面での個別対応や保護者への定期的ケアが実施されています。
　退所前の進学・就職等の自立支援や退所後のアフターフォローの充実に向けた自立支援担当職員による支援が行われています。
　リービングケアの取り組みとして、卒業後一人暮らしを目指す児童や障がい者グル―プホームに入居予定者には、必要に応じて、学園内の宿泊室に於いて退所後に支障が発生しないための事前の自立生活訓練が行われています。
　里親家庭での家庭生活体験事業も行われています。
　また、児童の退所後についてもアフターケアに時間を費やして行われ、良好な関係を維持するための支援が行われています。

◆改善を求められる点
○こどもへの対応の在り方
　こどもの特性の受け止め方として、ホーム長を中心にチーム内が連携したこどものへの対応や確実な対応内容の記録等が非常に大切であり、受け止める側のマネジメント機能の強化に向けた取り組みに期待します。
　学園は日常生活の場であり、こどもと職員相互間の信頼関係の上に成り立つ支援であることを再認識した対応が求められています。

○各種規程やマニュアルの理解
　児童養護施設運営に必要な各種マニュアル等の計画的な検証や見直しを行い、新年度に職員への勉強会を開催する等、共通認識に基づいたこどもへの支援に期待します。

⑦ 第三者評価結果に対する施設のコメント

前回の受審時は本体施設の改修時期でした。工事も完了し新園舎で再スタートしてから３年目になります。こうして設備等は整いましたので、こどもも職員も新たな気持ちで生活を送っています。
児童養護施設は、こどもにとって安全基地でなければなりません。「安心で安全である」とは具体的にどういうことなのかをこどもの立場で常に考え、大人としてやるべきことを正しく理解しこどもと共にすすめていくことを基本としています。
しかし、一年の大半は目の前に起きる対応だけで精一杯であることも事実です。職員が疲弊している状態をどのように改善し、この施設で働きがいをもちながらこどもと切磋琢磨してこどもの成長をサポートしていくのか、そのヒントを今回の受審評価でいただいたと感じています。
養育・支援の部分では、職員の自己研鑽と努力で向上しつつあります。メンター制度の効果もあがっていると確信できます。そして今後改善を求められている点については表記の通りで努力義務を果たさなければなりません。根幹となる施設運営について職員一人ひとりが自分事として理解し、それぞれの役割をもって活躍できる機能の展開が必要です。よ

って施設の経営をはじめとしてこどもとパートナーシップをとり、個々の課題に向き合っていける運営を目ざすために職員同士もパートナーとして意見を出し合える環境改善を探求し、みんなでつくるこどものための施設運営を目指します。そしてそこで確認されていく職員として必要なスキルやこどもとの関係構築への努力、職員に対してわかりやすい人材育成を共有し、こどもの支援に繋がっていくことに努めます。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成２７年度より判断基準(a、ｂ、ｃ)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になりました。

「ａ」　より良い福祉サービスの水準（質の向上を目指す際に目安とする状態）
「ｂ」　「ａ」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態（「ａ」に向けたと取組みの余地がある状態
「ｃ」　「ｂ」以上の取組みとなることを期待する状態

（別紙）

評価結果

共通評価基準（児童養護施設 45 項目）

評価対象Ⅰ　養育・支援の基本方針

Ⅰ－１　理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ－１－（１）　理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ－１－（１）－①理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
〈コメント〉 理念・基本方針が明文化され、学園内への掲示やホームページ、パンフレットの掲載等により広く地域への周知が行われています。 職員には、新年度の事業計画説明時に、理念・運営基本方針に基づいた運営方針、マニュアルと職員の役割が明文化された新年度の「職員手引き」の配布による説明が実施されています。 毎朝の職員の引継ぎ会と毎月の職員会では、理念や運営基本方針等の唱和が実施されています。時に困った時の原点に職員が自ら立ち返るための動議付けが行われています。 こどもや家族等には、パンフレット等による説明が丁寧に行われています。		

Ⅰ－２　経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ－２－（１）　経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ－２－（１）－①施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
〈コメント〉 国の社会的養育ビジョンに基づいた鳥取県の社会的養育推進計画を踏まえた、できるだけ家庭的な養育環境の整備、健全な経営状況の把握や分析による事業運営が行なわれています。 事業報告は、法人の経営委員会や理事会等において検証されその内容は、毎月の職員会議において職員への説明が行なわれています。 職員会議では、施設経営を取り巻く経営収支状況や当園の養育内容、支援職員体制、施設設備等の課題について討議が行われています。 学園としてもこどもの権利や主体性を尊重し、自立に向け、施設機能の強化に取り組まれています。		
3	Ⅰ－２－（１）－②経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
〈コメント〉 学園の業務執行状況についての課題・問題点の検証は、園の会計部会、運営会議等で討議され、年間の事業報告が法人の経営委員会へ報告されています。		

毎月のホーム経営の近況やこどもへの支援の在り方について、ホーム長会議や職員会議で課題等の共有を図り、必要な改善対策につなげておられます。

事務経費（光熱費等含む）については、データ管理が実施され、コスト削減対策等についての対策が実施されています。

Ⅰ－３　事業計画の策定

		第三者評価結果
Ⅰ－３－（１）　中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	Ⅰ－３－（１）－①中･長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b

〈コメント〉

国の新しい社会的養育ビジョンや鳥取県の社会的養育推進計画を踏まえた､学園の今後の在り方等の検討が行われ、中・長期的ビジョンが策定されています。

児童養護施設として、小規模グループケア運営や地域支援機能等、青谷こども学園の高機能化・多様化に向けた事業推進が進められています。

中・長期計画として、施設設備の改修や修繕・新規購入、安心・安全な施設運営、人材育成計画、利用者への自立支援計画、地域交流、地域支援機能、子育て短期支援事業、一時保護機能（児童相談所委託等）についての計画が策定されています。

入所のこども家庭を支える家庭支援体制、里親等への包括的支援としての里親支援専門員、退所後の自立支援担当職員等の計画的な体制整備が行われています。

5	Ⅰ－３－（１）－②中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a

〈コメント〉

中・長期計画に基づき、運営状況や日々のこどもの自立支援に向けた課題・問題点の検証による評価を反映した単年度計画が策定されています。

青谷こども学園の事業計画は、ホーム単位の当年度事業目標（ホーム経営・ぼくの目指すもの・職員の目指すもの等のこども生活支援計画）が作成され、各ホームを集約した全体重点計画（施設環境、人材育成、里親支援、家庭支援、地域の子育て支援、災害防災対策等）が作成されています。

年度当初の職員会議に於いて、職員へ職員手引き資料を基に事業計画についての説明が実施され共有されています。

Ⅰ－３－（２）　事業計画が適切に策定されている。		
6	Ⅰ－３－（２）－①事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b

〈コメント〉

学園の事業計画は、経営計画、健康管理、衛生管理、学力保障、遊具・余暇活動等支援に加えて、安全指導、衣類点検・管理、食事支援等が策定され、支援状況等をホーム会で、事業目標の実施状況の把握、分析、課題の抽出等が実施し、ホーム長会議で共有され必要な改善対策等の検討や見直し等が行なわれています。

毎月の職員会議で事業の進捗状況等が報告され、課題等の改善対策等や当月の事業内容等の職員間での共有を図る等、事業計画に対する実践・評価、課題の抽出、改善対策に繋げて、その課題への克服に向けた組織的な事業運営が行なわれています。

職員の理解を深めるために、毎月の事業運営のホーム単位で振り返り、課題等の本質を十分に職員間で討議した事業計画の策定に期待します。

7	Ⅰ－３－（２）－②事業計画は、こどもや保護者等に周知され、理解を促している。	b

〈コメント〉

保護者等に対しては、こどもの入所後の生活内容や学校行事、学園行事、地域行事等の年間計画等が説明されています。

こども会や保護者会の開催がない事もあり、年間事業計画を説明する機会が取れない現状からホーム単位で学園の主な動きや園内行事等の目的や内容等を整理した資料を提供する等の取り組みの工夫に期待します。また、家庭支援専門相談員による保護者対応の機会に主な事業運営等の説明を行われる事に期待します。

Ⅰ－４　養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
Ⅰ－４－（１）　質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	Ⅰ－４－（１）－①養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a

〈コメント〉

年２回職員一人ひとりの自己評価が行われ、評価機関による福祉サービス第三者評価も定期的に行う等、評価結果の分析等を行いサービスの質の改善に取り組まれています。

養育・支援の質の向上に向けては、毎朝の引継ぎ・朝礼時に、各ホーム職員や専門職等の職員間で必要な引継ぎ事項や業務連絡等の共有が図られています。

各ホームからこどもの養育・支援方法等の課題案件等は、ホーム長会議や専門職会議等で検討が行われています。

支援方針が難しい案件等は、ケース会議等へ児童相談所職員の参加頂き、多様な角度から検討が行われています。

9	Ⅰ－４－（１）－②評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b

〈コメント〉

毎年の自己評価、定期的な福祉サービス第三者評価の評価結果に基づき、課題分析を行い、改善が推進されています。

事業運営の円滑な推進に向け、各ホーム単位目標である「児童や職員の目指すもの計画」に対する振り返りが各ホームで実施され、計画に対する成果・分析、課題等について、ホーム長会や職員会議へ報告され、園長や他のホーム長等からの意見・アドバイス等による改善対策が実施さ

れています。

評価対象Ⅱ　施設の運営管理

Ⅱ－１　施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）　施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－①施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
〈コメント〉 園長は、年度当初の事業計画説明において学園の運営方針や職務分掌を明確に示し、職員への周知が適切に行われています。 学園のホームページにて、園長による地域社会に向けた学園の運営方針等の決意や地域社会に対する協力のお願い等の表明が行われています。 自然災害、事故等の緊急時における役割と責任を明確に示され、不在時の権限委任（ＢＣＰ計画の責任者）についても職員に周知されています。		
11	Ⅱ－１－（１）－②遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
〈コメント〉 施設長は園内外の研修に積極的に参加され、青谷こども学園の事業運営に必要な法令等については、職員手引きを使用し、分かりやすく説明が行われています。 施設運営に必要な法令遵守に向けた各種マニュアルが整備されています。 学園として、こどもの尊厳を守り、人権侵害の防止に努めるための研修やチェックリストの実施、こどもの基本的人権の擁護に全力を注ぎ、安心して表現できる自由の保障に努める等の宣言が行われています。		
Ⅱ－１－（２）　施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－①養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
〈コメント〉 施設長は、年度当初に「職員手引き」を配布し、こどもへの養育・支援に向けた具体的な方法と注意事項や職員としての使命感について説明が行なわれています。 施設長による職員面談の実施し、職員一人ひとりに養育・支援のアドバイスが行われています。 更に、職員の目標シート（私のプラン）を活用して、研修意向・要望等を把握した職員の人材育成の反映に繋げておられます。 毎日の朝会やホーム長会、職員会等の月次会議に参加し、業務状況の把握を行ない課題等へのスーパーバイズが行なわれています。 各ホームへ~~の~~訪問しこども達の生活状況の把握や様子を確認しておられます。		

13	Ⅱ－１－(２)－②経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b

〈コメント〉

ホーム長会・専門職会議・部会、職員会義等の定期会議に参加し、業務運営・設備課題等の把握し、人材配置やコスト削減への改善に取り組まれています。

ＩＣＴ導入によるこどもへの日常の生活支援等の記録入力による共有化等、業務改善が進められ、事務負担の軽減が進んでいます。

Ⅱ－２　福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－(１)　福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ－２－(１)－①必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b

〈コメント〉

大学・専門学校、ハローワーク、就職フェア、ホームページ等を活用して、人材確保の取り組みが継続して行われています。定年後の再雇用制度も行われています。

現在、人員基準は満たすものの、緊急な離職や休職が発生した場合には、職員に負担を強いる状況です。

新人職員に対してメンター制度を導入し職員間の相互サポート等による定着に向けた取り組みが行われています。

ホーム長、包括長が中堅職員へ業務に対するアドバイスを行われており、専門職に必要な資格取得の推進等についても支援が行われています。

ホーム長を中心とした相互に支え合うチーム連携の強化等、人材の定着に向けた更なる工夫や対策等に期待します。

15	Ⅱ－２－(１)－②総合的な人事管理が行われている。	a

〈コメント〉

法人の人事基準・給与規定に沿った人事管理が行われており、期待する職員像等も明確にされています。

園長面談を年２回実施し、職員一人ひとりの目標（年度当初の私のプラン）に対しての振り返り、実績（達成成果、職務遂行能力、実行・行動力等）評価・アドバイスが行われています。

Ⅱ－２－(２)　職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ－２－(２)－①職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a

〈コメント〉

勤怠管理により時間外勤務や有給休暇の取得状況についての適切な管理や有給休暇等の取得状況等のアドバイス等が行なわれています。

育児休暇、産後休暇等の休暇制度に加えて、互助会、健康診断、ストレスチェック、インフル

エンザ予防接種の補助等が行われています。
　シフト勤務ですが、ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務体制が組まれており、職員の６割が勤続１０年以上となる等、働きやすい職場環境に努められています。
　個人面談も実施され、相談しやすい環境も整えられています。

Ⅱ－２－（３）　職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17	Ⅱ－２－（３）－①職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a

〈コメント〉
　職員に期待する価値・知識・技法等が明文化され職員にも周知されています。
　日常的に朝の会や個人的な相談等へのアドバイス等が実施されています。
　園長による個別面談を実施し、職員の年間目標を確認、育成に向けた助言や今後の研修等の要望を把握して、職員一人ひとりの業務目標とレベルに沿った育成となるよう取り組まれています。

18	Ⅱ－２－（３）－②職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a

〈コメント〉
　人材育成の基本方針が策定されおり、研修部会による養育の質の向上を目指した年間研修計画が策定されています。
　計画に基づき園内、県内、県外の研修（養育関係の専門研修、児童養護施設研究協議会等）に多くの職員が参加しスキルアップを目指しておられます。
　外部での研修後には園内で復命が行われています。
　また、オンライン研修も活用しておられます。

19	Ⅱ－２－（３）－③職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a

〈コメント〉
　職員一人ひとりの職能、経験年数応じた身に付けて欲しいスキルを具体的に掲示し必要な研修受講に繋げておられます。
　階層別研修（新任職員研修・中堅職員研修・上級職員研修・基幹的職員研修、管理職研修）では人材レベルが明確に示され、研修が行われています。
　新人職員へは、採用前研修、新任後のＯＪＴ研修（メンター制度）が行われています。
　職種別研修、テーマ別研修の案内も行い、養育支援の向上に向け取組んでおられます。
　職員の研修履歴等のデータ管理が行われ、研修計画の作成時期の点検等を参考による次年度計画への反映が行われています。
　また、ホーム長、包括長によるスーパービジョンの体制も整えられています。

Ⅱ－２－（４）　実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20	Ⅱ－２－（４）－①実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a

〈コメント〉
　実習生受入れ手順が策定され、実習生受入れの際には全職員に説明され実施されます。

養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的に取り組まれています。
受入れ窓口は、基幹的職員、実習担当は基幹的職員と主任保育士があたり、学校側と実習プログラム調整が図られます。
実習開始時のオリエンテーション（注意事項等含む）から始まり、計画的に実習生に対する研修指導・サポート等が実施され、実習日誌、中間・最終反省会の開催、実習評価の取りまとめ等が行われています。

Ⅱ－３　運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ－３－（１）　運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ－３－（１）－①運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a

〈コメント〉
法人ホームページにおいて、事業内容、施設紹介、行事紹介、事業報告等が行なわれています。
法人パンフレットにより業務内容、施設紹介等が情報公開されています。
法人全体としてＷＡＭネット内で現況報告、決算報告の情報公開も行われています。
福祉サービス第三者評価の受審結果については、全社協のホームページ上で公開されています。

22	Ⅱ－３－（１）－②公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a

〈コメント〉
社会福祉法人青谷福祉会の経営・事務処理規定に基づき、青谷こども学園の会計処理が行われ、法人本部への会計処理の報告が行われています。
学園の経理処理は法人本部による内部チェックが定期に実施されており、定期的に行政（県）の指導監査も受けておられます。
法人本部では、年１回外部会計事務所による監査が実施され、適正な事業運営が行われています。

Ⅱ－４　地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ－４－（１）　地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ－４－（１）－①こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a

〈コメント〉
子ども達が、地域との交流が広がるよう取り組んで来られています。
地域のこども会へ加入し、お祭りや地区運動会等への参加による地域への施設運営の理解や運営への協力への取組みが行われています。
公民館活動でこどもも参加できる各種行事に参加する等、地域交流が行われています。
また、地域のこどもの友達が遊びに来るなどホーム内のリビング・園庭を解放して、地域との交流の輪を広げる取り組みが行われています。

可能な限り買出しについても町内で行なうことを推奨しておられます。		
24	Ⅱ－４－（１）－②ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
〈コメント〉 ボランティアマニュアルに基づき、ボランティア受入れ担当（３名）が配置され、ボランティア受け入れのための研修会への受講が実施され、受入れの際にはオリエンテーションによる各種の注意事項等の説明が行われます。 生活に必要なお金の意味や価値を正しく理解し、正しく使うための金融教育（毎月）、社会奉仕団体との地引網＆バーベキュー、児童民生委員協議会とのそうめん流し、鳥取県里親会との交流等多くの個人や団体との交流が行われています。		
Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ－４－（２）－①施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
〈コメント〉 緊急時の対応、児童に対する養育・支援サービス、退所後等のアフターケアや業務運営に必要な関係機関への連絡網が整備されています。 児童相談所、小学校・中学校・高校、こども家庭支援センター、警察、消防署、医療機関、青こキッズ見守り会、公民館等の関係機関との連携が図られています。 また、各種の連携協議会への参加（児童養護施設協議会、児童福祉入所施設協議会、里親委託等推進委員会等）による施設運営に関する課題や問題点につての共有や改善・対策に向けた対応が行われています。		
Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ－４－（３）－①地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
〈コメント〉 鳥取県児童養護施設協議会への参加や児童相談所との定期連絡会等において児童養護施設における福祉ニーズの把握が行われています。 また、学校の連絡会、地域の公民館や児童民生委員会との交流の際に、担当者を配置した福祉ニーズの把握が行われています。 今後に於いても学園のみならず法人全体として、地域の福祉ニーズ把握に努められる事を期待します。		
27	Ⅱ－４－（３）－②地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
〈コメント〉 地域公民館の要請による「人権研修」の講師派遣や地域食堂の開催時の協力が行われました。 地域のお祭り・運動会等への参加や公民館行事への参加も継続しています。		

また、地域の防災リーダーの要請研修への参加による活動も行われています。
法人全体として専門性を活かした地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われています。

評価対象Ⅲ　適切な養育・支援の実施

Ⅲ−１　こども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ−１−（１）　こどもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ−１−（１）−①こどもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
〈コメント〉 学園の基本方針である「すべての児童の幸福をよい環境の中で」の中に「子どもの尊厳を守り、人権侵害の防止に努めます」と掲げておられ取り組んでおられます。 全国児童養護施設協議会倫理要領原則に基づき、職員一人ひとりの養育・支援内容や人権侵害の禁止・防止に努められています。 養育・支援等の振り返りとして、年３回虐待防止チェックリストが実施されています。 被措置児童虐待と不適切な対応マニュアルに基づき、内部の検証、改善対策に加えて、外部講師等による福祉従業者としての対人援助手法の学びが行われています。 園内に担当者を配置し、こどもの代弁者としての学びとして「アドボカシーを考える会」を立ち上げて児童養護施設で暮らすこども達に寄り添い、その立場になって施設の生活の在り方を共に考える勉強会等が行なわれています。		
29	Ⅲ−１−（１）−②こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援提供が行われている。	a
〈コメント〉 こどもの権利擁護としてのプライバシー保護に関する取り組みが行われています。 こどもの活動風景等写真撮影や学園のパンフレット作成時の掲載利用についても、こどもや保護者等に確認し同意を得た取り組みが行われています。 各ホームの居室の生活環境は、個室対応（低年齢児の場合は２名対応）が基本となっており、プライベート空間が保たれています。 居室以外は共有スペースとなるので、順番やルール決め等、こどもの成長過程に配慮した生活環境作りが行われています。 支援記録等の入力については、ホーム（職員休憩室・居間室）、管理棟（事務室）でのパソコン作業による適切な管理、引継ぎ等が行われています。		
Ⅲ−１−（２）　支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ−１−（２）−①こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
〈コメント〉		

学園の情報については、ホームページに於いて運営基本方針、施設紹介、活動内容等が掲載されています。

利用開始前の見学にも対応しておられ、見学の際には、資料を使用して毎日の生活サイクルの日課や暮らしのルール、園内外の各種行事日程等について、こどもが安心して入所生活を過ごすための丁寧な説明が行われています。

31	Ⅲ－１－（２）－②養育・支援の開始・過程においてこどもと保護者等にわかりやすく説明している。	a

〈コメント〉

こどもの養育・支援の開始に伴い、児童相談所による援助指針に基づいたこどもの自立支援に向けた目標設定やこども・保護者等からの意向を確認し、アセスメントに基づき「児童自立支援計画票」を作成し説明が行われます。

学園の自立支援計画マニュアルに基づき、こどもの生活状況や自立支援に向けた対策等のケース検討会（毎週）が実施され、見直しを含む必要な養育・支援の方向性等がこども・保護者等へ説明が行われます。

32	Ⅲ－１－（２）－③養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a

〈コメント〉

措置変更の場合には、青谷こども学園と児童相談所で引継ぎ会議を行ない、養育や支援の継続に配慮された対応が取られています。

家族再統合の際には、児童相談所と情報共有を行い、担当職員・家庭支援専門相談員による対応が行われています。

里親等への移行につては、児童相談所や里親支援センターと情報共有を行い、里親支援専門相談員を中心とした対応が行われています。

退所後のアフターケアとして、基本は、約１年間程度の支援が行われていますが、その後も相談を学園へ気軽に出来る旨が説明されています。

Ⅲ－１－（３）　こどもの満足の向上に努めている。

33	Ⅲ－１－（３）－①こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a

〈コメント〉

毎月、各ホーム会でホーム長は職員間でこどもへの支援等の在り方（日々の食事の希望や余暇活動等含む）等についての話し合いに対応しておられます。

また、具体的に必要な案件等については、専門職（心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、個別対応職員、児童指導員、栄養士等）も同席する等、職員の共通理解に向けた取り組みが行われています。

ホーム長会や給食部会等に於いても、こどもの満足度の検証が行われ、誕生日に該当するこどもからの希望を受け入れた献立による食事の実施やホーム単位のフラワーデイ（職員とこどもが一緒にアイデアを出しながら食材の調達から調理作業をし、一緒に食べる等のお楽しみ会等）が

月１回実施されています。

Ⅲ−１−（４）　こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	Ⅲ−１−（４）−①苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a

〈コメント〉

苦情解決の流れ等の手順書が策定され、苦情解決検討委員会としての苦情受付責任者、苦情受付担当者、第三者委員が設置され、苦情の受付、検証、改善対策、第三者員・法人へ報告等が行われています。

また、苦情内容や対策等は苦情申請者等へフィードバックされ、申請者等の了解が得られた場合にのみ公表が行われることとなっています。

35	Ⅲ−１−（４）−②こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	a

〈コメント〉

管理棟玄関先や各ホームに意見箱も設置されていますが、口頭での申し出が多いようです。

各ホーム内での意見・要望等については、毎日の朝会等で報告が行われ、必要な対応が行われることとなっています。

個別の相談場所として、面談室、居室等、他児が気にならないスペースでの相談ができる環境が配慮されています。

こどもサポートチームが対応して、子どもの学齢別会、代表者会も開催しておられます。

年度当初に権利ノート等を学齢別の読み合わせや意見・要望等の聴き取りが行われています。

また、アドボカシ―事業がスタートしており、意見表明が出来ることも説明しておられます。

36	Ⅲ−１−（４）−③こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a

〈コメント〉

こどもの相談・意見に対して、どの職員でも受け付け、ホーム内での共有が行なえるようになっています。

こどもからの相談や意見等は、朝会等で報告され、全ての案件について園長迄届く体制となっています。

重要な案件の場合、苦情解決検討委員会による迅速な検討及び回答のフィードバックが行われています。

また、こどもからの相談や意見に対する迅速な対応や回答が遅くなる場合のフォローも大切な取り組みとして実施されています。

Ⅲ−１−（５）　安心・安全な養育・支援の提供のための施設的な取組が行われている。

37	Ⅲ−１−（５）−①安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a

〈コメント〉

事故対応・事故防止・不審者対応・ヒヤリハットマニュアル等に基づき、生活支援部会、保健・

衛生部会等による安全・衛生点検、各ホーム近隣の危険個所の環境確認や児童の長期休み前の点検の実施等が行なわれています。
日常のヒヤリハット、事故報告は朝会時に報告され再発防止策を検討されると共にホーム長会や職員会議でリスクマネジメント報告され安全意識の共有が図られています。
安心・安全なホーム内での生活支援への緊急連絡体系や関係機関との連携等の情報交換等が行われています。

38	Ⅲ－１－(５)－②感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a

〈コメント〉
感染症対策マニュアルに基づき、保健衛生部会の衛生管理点検や給食部会による安心・安全な食生活に向けた保健衛生・健康に関する学習会の開催等による感染症の予防対策が行われています。
新型コロナ感染症予防・感染後の対策として、専用マニュアルを作成しておられます。
また、危機管理員会による感染症にかかる事業継続計画（ＢＣＰ）が策定され、感染症発生時の訓練が開催され、予防や発生時の二次感染を防ぐ等への効果的な安全確保に向けた対策が整備されています。
法人本部の安全衛生部会が設置されており、所属看護師による感染症予防や発生時の対策や病気等の対応等について、学園とも連携が図られています。

39	Ⅲ－１－(５)－③災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a

〈コメント〉
防災マニュアルに基づき、防災部会、危機管理委員会等による防災計画と自然災害時のおける事業継続計画（ＢＣＰ）が策定されています。
安否確認（こどもや職員の安全確保)、避難経路の点検、避難訓練計画等が作成され、ホーム単位に火災、水害、通報、非常食、夜間・昼間等を想定した避難訓練、救急救命・ＡＥＤ講習、地域合同訓練、非常持ち出し袋点検等が計画に基づき毎月行われています。
災害発生時の緊急連絡先（消防、地区公民館、警察等）や組織内の連絡系統図が作成され、防災対策への対応に備えられています。

Ⅲ－２　養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ－２－(１)　養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ－２－(１)－①養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	a

〈コメント〉
職員手引きに於いて、基本的な養育・支援についてと養育の重点項目（①あたりまえの生活場・養育の場②基本的な生活習慣の定着等の目安を定め）が明文化され、標準的な業務の実施方法等

が理解できる「自立支援計画書」に沿った養育・支援が行われています。 　また、こども一人ひとりの目指す目標や留意点等についての「自立支援計画書」が策定され、各ホーム内職員間で共有されながら養育・支援にあたられています。 　新採用職員へのメンター制度の導入による先輩職員による職場ＯＪＴ育成等が実施され、学園組織としての標準的な養育・支援が行われています。		
41	Ⅲ−２−（１）−②標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
〈コメント〉 　職員手引きの養育・支援について標準的な実施方法についても年度末の事業報告での振り返りによる新年度の職員手引きの改善・見直し等が行なわれています。 　日々のホーム棟での支援状況について、朝会（ホーム長会、職員会等含む）においても改善が必要な場合は、柔軟に見直しの検討が行われています。 ・児童自立支援計画に基づいたこども一人ひとりの特性に対する個別の養育・支援等については、ケース検討会（毎週）が開催され、学園内の多種の職員によるケース等の見直し、再評価が行われる仕組みとなっており、必要な計画の見直しがあった場合には職員間の情報共有による養育・支援が行われています。		
うⅢ−２−（２）　適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ−２−（２）−①アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
〈コメント〉 　児童相談所のアセスメントによる援助指針を基に、学園入所後、一定期間（約１か月程度）のこどもの様子をモニタリングしケース検討会議を実施して、学園としての自立支援計画票が策定され養育・支援が行われています。 　養育・支援の困難ケースの場合、基幹的職員等も参加し担当ホーム棟へ入り援助を行い、こどもの安定を見定めるまでの一定期間学園の全職員による見守り援助が行われています。		
43	Ⅲ−２−（２）−②定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
〈コメント〉 　児童自立支援計画の記載マニュアルに基づき、学期単位に多職種の職員によるケース会議が開催され、こどもの一人ひとりのモニタリング記録に基づき評価を行い、必要な見直しが実施されています。 　また、病気や体調変化等、大きな変化や改善・見直しが発生した場合は、家庭支援専門相談員を中心に児童相談所とのケース連絡会を通し支援計画等の評価・見直しが行われています。		
Ⅲ−２−（３）　養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ−２−（３）−①こどもに関する養育･支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化さている。	a
〈コメント〉		

こども一人ひとりの児童自立支援計画に基づく、日々の養育・支援状況の記録は、ＩＣＴが進められており各ホームのパソコンから支援ソフトへの入力登録が行われています。

朝会は、それぞれのホームからの支援状況等が口頭で報告され、その記録については事業所内ネットワークにより本部サーバーに登録管理され、職員会、ホーム長会、専門職会議等において、養育・支援状況等の重要項目が全職員で情報共有され、効率的な業務運営が行なわれる環境が整備されています。

45	Ⅲ−２−（３）−②こどもと保護者に関する記録の管理体制が確立している。	a

〈コメント〉

個人情報取り扱い規程に基づき、こどもに関する個人情報の保管、保存、廃棄、情報の提供が行われています。

こどもに関する全ての記録は、責任体制が確立され、管理棟の書庫で園長の管理下適切に保管されています。

職員は採用時に、学園内で知り得たこどもに関する全ての個人情報の守秘義務に関する誓約書に提出しておられます。

内容評価基準（24 項目）児童養護施設

Ａ－１　こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A－１－（１）　こどもの権利擁護		
Ａ①	A−１−（１）−①こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a

〈コメント〉

鳥取県版「こどもの権利ノート」によるこどもに対する説明が、学園入所前児童相談所や入所後が学園内で定期に行われています。

学園の運営基本方針の中での「こどもの尊厳を守り、人権侵害の防止」、「主体性と自己決定の尊重に努めます」に基づき、職員の手引きが作成され、こどもの権利擁護の意識を強く持った養育・支援が行われています。

学園としてもアドボカシー事業が開始されており、こどもの意見表明権についても説明しておられます。

A－１－（２）　権利について理解を促す取組		
Ａ②	A−１−（２）−①こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a

〈コメント〉

年１回、鳥取県版「こどもの権利ノート」による「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」等を中心としたこどもの権利についての読み合わせ学習が実施されています。

こどもの学齢部会、代表者会が開催され、園行事、運営に対する要望・意見等の収集等を養育・支援に反映する取り組みが行われています。

こどもが自他の権利を正しく理解・納得するための権利擁護プログラムの内容等、こどもが分かり易い工夫や充実の必要性を意識した努力が行われています。

A－１－（３）　生い立ちを振り返る取組		
A③	A－1－（３）－①こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a

〈コメント〉

「生い立ちの整理」については、こどもの成長や背景に応じて説明が行われています。

ケース会で個別の協議や配慮する事項等の伝え方についての検討を行い実施されています。

施設内外での生活風景や各種行事、地域のお祭り、運動会等の写真撮影や記録等、こども・保護者等の同意書（他者との一緒の写真含む）に基づいたアルバムの作成が行われています。

A－１－（４）　被措置児童等虐待の防止等		
A④	A－1－（４）－①いかなる場合においても体罰やこどもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	b

〈コメント〉

虐待防止マニュアルに基づき、こどもへの身体拘束、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等、不適切関わりについて「こどもに対する言葉の暴力、人格的な辱め、脅かしの態度、セクシャルハラスメント等」を定義付け、職場研修による園内で不適切な関わり防止対策等に取り組まれています。

学園は日常生活の場であり、こどもと職員相互間の信頼関係の上に成り立つ支援（助言）であることを再認識した対応が求められています。

被措置児童等虐待の防止に向け更なる分析と改善に向けた対策が行われています。

A－１－（５）　支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A－1－（５）－①こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a

〈コメント〉

入所前の施設見学の実施や温かく迎えるための事前準備がお行われています。

転校の際には以前の友達との手紙の交流等がそれまでの環境と途絶えないような配慮が行われています。

入所時、こどもに対して、入所案内資料やパンフレットを活用して、法人の理念・運営基本方針、学園生活等の学園内での共同生活内容等が丁寧に分かりやすく説明が行われています。

家庭復帰後についても一定の期間（約１年間程度）のアフターケアの実施、家庭支援専門相談員等によるこどもと保護者の様子の把握に努められています。

里親移行についても里親支援専門相談員による移行期の支援が同様に行われることとなっています。

施設変更時には、児童相談所と協働し、こどもにとって不利益とならないよう努めておられます。

A⑥	A−1−（５）−②こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a

〈コメント〉

個別対応職員の配置によるこども一人ひとりが自立して生活を行う力を育むためのアドバイスや生活場面での個別対応や保護者への定期的ケアが実施されています。

退所前の進学・就職等の自立支援や退所後のアフターフォローの充実に向けた自立支援担当職員による支援が行われています。

リービングケアの取り組みとして、卒業後一人暮らしを目指す児童や障がい者グル―プホームに入居予定者には、必要に応じて、学園内の宿泊室を利用して退所後に支障が発生しないための事前の生活訓練が行われています。

里親家庭での家庭生活体験事業も行われています。

また、児童の退所後についてもアフターケアに時間を費やして行われ、良好な関係を維持するための支援が行われています。

Ａ－２　養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
A−2−（１）　養育・支援の基本		
A⑦	A−２−（１）−①こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b

〈コメント〉

こどもが安心した生活が営めることができるための意見の言える場として、学齢部別こども会、代表者会を開催して、意見・要望（生活の在り方、学園行事等）等の受け止めが行われています。

こどもの不安の軽減に向け、子どもの自主性を尊重しながら見守りの姿勢や職員にいつでも気軽に相談できる雰囲気づくりを心掛け養育・支援が行われています。

子どもの生育歴、言動、行動について心理職や他の職員と協働して課題の把握に取り組みチームケアとして関わっておられます。

A⑧	A−２−（１）−②基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a

〈コメント〉

社会、学校同様に学園も集団生活のルールの中で、こども一人ひとりの基本的欲求を満たすことが難しい場面もありますが、本人の将来の自立へ向けての養育・支援に取組まれています。

ホーム単位に、日常生活のルールや食事等の要望等について、ホーム内でこども達と職員間で話し合い決定されており、ホーム職員に一定の裁量権を持たせ、必要な改善見直し等が行なわれています。

職員は、日頃より子どもとの信頼関係が構築出来るよう接しておられ、良い事は褒め、悪い事は注意するよう心掛けておられます。

低年齢のこどもに対して、夜間等大人の存在が感じられるよう必要な場合には添い寝等も行われます。

A⑨	A−2−（1）−③こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こどもが自ら判断し行動することを保障している。	a

〈コメント〉

子どもの、自らの力を試したい、行動したいという自発的な気持ちを大切にし、より多くの成功体験が感じられるように取組まれています。

職員は、その状況に対し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声掛けを適切に行なうよう心掛けておられます。

危機管理委員会、こどもサポートチーム体制、第三者委員（地域の外部有識者）等によるこどもの自立主体の動きを見守る体制が構築されています。

こども自らが判断して安全・安心な生活や行動を行うために、こどもの発達段階の能力に応じた安全指導が行われています。

こどもサポート活動では、こどもの意見の集約による余暇活動の実施やこども会・公民館活動への積極的な自主参加に対して、見守りやフォローが行われています。

A⑩	A−2−（1）−④発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a

〈コメント〉

学習環境については、現在小学校以上は一人部屋の使用となっており、自分の部屋での学習が可能となっています。小学生等はホームに帰宅後リビングで宿題を行われます。

こども達から学習塾に行きたい希望がでれば可能な環境が整えられています。

未就学児童については、幼稚園、保育所に通園できるようにしておられます。

遊びの場については、管理棟の会議室や各ホームのリビングには、各年齢が楽しめる書物やテレビが配備され、家庭同様楽しむ空間が確保されています。

屋外には、バスケットリング、遊具等の整備により余暇時間等を有意義に過ごせる環境が整備されています。

分園については、広さも十分な園庭が整備されています。

A⑪	A−2−（1）−⑤生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a

〈コメント〉

基本的生活習慣「食事、歯磨き、トイレ、入浴、掃除、衣服の着脱、睡眠、健康管理」が確立していない児童については、ホームでの日常生活の中で習得を目指す養育・支援が行われています。

小学校入学後は、学校生活、施設内の日常生活や地域交流・行事等を通じて社会常識や社会のルールの学びのきかいが持たれています。

社会生活に必要なルールとして金融に関する知識習得、携帯電話、タブレットの使用方法、交通安全地域社会における挨拶・マナーや人との関わり等を学ぶ機会を提供しておられます。

A−2−（2）　食生活		
A⑫	A−2−（2）−①おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a

〈コメント〉

明るく清潔感のあるダイニングキッチンが完備され、児童、職員がともに食卓を囲み、楽しい雰囲気で食事が提供されます。

学年により部活動等で夕食時間設定より遅くなる児童には、食事の適温提供に配慮され、美味しく食べられる工夫が行われています。

給食部会（ホーム職員、調理職員、栄養士間）で食育に取組まれ、年齢差、好き嫌い、アレルギー等に配慮した食事の提供が行われています。

誕生日の希望メニューや月１回のフラワーデイとして、食事メニューの検討やこども達が食材の選択・買い物や職員と一緒に食材を料理して、楽しみを付加した食事や食事マナーを身に付ける取り組みも行われています。

また、昭和２６年の創設当時の思いや体験が伝えられるよう、年１回御飯・卵・豆腐を中心とした粗食献立「三白の日」（その当時は、この食事がご馳走だったことを知り、現代の食事のありがたさを学ぶ）が継続されています。

A－2－（３）　衣生活		
A⑬	A－2－（３）－①衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a

〈コメント〉

常に体に合い、季節に合った清潔なものが着用できるよう衣習慣が習得できるように支援しておられ、衣類の点検、管理、補充や整理の指導、季節に応じた衣替え等が行なわれています。

低年齢児は、職員が買物同行し、こども自身が好みの服を選んでもらわれます。中高生は、決められた予算の中で、自身で選んで買物に行く場合もあります。

こどもの成長段階での相違はありますが、洗濯、物干し、ボタン付け、アイロン等を職員と一緒に行っておられます。

休日に学園で過ごす時、地域に遊びに行く時には、自分の好みの洋服を着て活動する等の一人ひとりの自己表現を大切にした支援が行われています。

A－2－（４）　住生活		
A⑭	A－2－（４）－①居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。	a

〈コメント〉

居室は、基本的に１人部屋となっており、一人ひとりのプライバシーの確保やひとりでの自由な居場所が確保された暮らしとなっています。

居室の掃除は各自で行っている。必要に応じて定期的に職員が子どもと一緒に掃除を行う支援も行なわれています。

リビング・食堂は清潔で広々としたゆったりとできる空間となっています。

リビングは職員が掃除し、ゴミの分別はその都度指導され、子ども達はゴミ出しの手伝いを行っています。

汚れたり、壊れたりした箇所があれは迅速に修理が行われています。

A－2－（５）　健康と安全		
A⑮	A－2－（５）－①医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a

〈コメント〉

学園の嘱託医と学校・保育園と連携して年２回の健康診断が実施されています。

必要なこどもには、学園の心理療法担当職員と連携し専門担当科の受診も行われています。

職員は日々の健康観察を行ない受診の助言や歯磨き指導等が行なわれています。

計画的な予防接種等について、嘱託医・行政との連携等によりこどもの個人健康記録票の作成が行われています。

服薬の必要のあるこどもへの服薬管理も適切に行なわれています。

A－2－（６）　性に関する教育		
A⑯	A－2－（６）－①こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a

〈コメント〉

ホーム内での児童の言動、行動等の観察をホーム会で情報共有を行い、こどもの性（異性間・同性間）の関係について日々の朝会で報告しておられます。

職員は、ペアレントトレーニング研修に参加して研鑽され、児童相談所とも連携するなどして対応しておられます。

こどもの発達段階における性に対する関心、思考や知識等に対する人間としての責任と行動等を正しく導く為の性に関する教育として、外部講師によるこどもと職員を対象の学習が毎年実施（今年で３年目）されています。

A－2－（７）　行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A－2－（７）－① こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b

〈コメント〉

学園内でこどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題が発生した場合には、まず最初に周りにいる子どもの安全に配慮をし、問題行動を起こした子どもに対しては、人格を否定せず、適切な対応で~~きる~~配慮されます。

問題が発生した場合は、日々の朝会報告や、職員会議等で現状把握と園長を中心としたチームアプローチにより各ホーム棟との連携強化と職員間同士のコミュニケーション（報、連、相）の徹底による、発生時の緊急的な対応の仕組み等への検証や迅速な問題解決等が行われています。

ホームにおいて、こどもによっては、他の職員には見せないが、ひとりの職員にだけに見せる態度・言動の姿の相違や要因を理解した上で、ホーム長を中心にホーム職員が連携したこどものへの対応（支援・助言等含む）や確実な対応内容の記録等が非常に大切であり、受け止める側のマネジメント機能の強化に向けた取り組みに期待します。

A⑱	A－2－（７）－②施設内のこども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a

〈コメント〉
日々の朝会、引継ぎ会で当日のこどもの暴力やいじめ（差別）等に関する状況の報告で学園として共有が図られ、対応策が検討されます。
施設内だけの対応で困難な場合には児童相談所や他機関と協力して対応されます。
各ホームの構成等は、こども同士の関係性、年齢、障がい等への配慮が行われています。
今年度のホーム経営目標（ホーム単位）の中で、こども達が意見を出し合い「児童目標」が設定され、「仲良く過ごす」、「ホームのみんなが過ごしやすい雰囲気を作る」「ケンカをしない、楽しいホーム」「仲良くする（相手の立場になり考える）」等の年間のスローガンがホームへ掲示される等ホーム単位でのこども達の施設生活の動機付けの工夫が行われています。

A－２－（８）　心理的ケア		
A⑲	A－２－（８）－①心理的ケアが必要なこどもに対して心理的な支援を行っている。	a

〈コメント〉
心理療法担当職員が配置され、学園内「心理部会」を設置、児童や職員へのメンタルミーティング、グループワークやセカンドステップの計画・実施が行われています。
必要なこどもに対して、心理療法担当職員による心理面接を行ない、面接結果の所見整理、心療内科への受診計画や受診記録に基づく助言・指導、心理面の観察等が行なわれています。
また、ケア会議への参加による児童自立支援計画策定に向けた観察報告等、心理的ケアが必要なこどもへの支援が行われています。
組織内の心理部会体制が構築され、全職員に対する児童の心理的、特性への理解や児童・職員の双方へ不安な点を解決につなげるための学習会（メンタルミーティング、グループワーク等）及びセカンドステップの計画・実施が行われています。

A－２－（９）　学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A－２－（９）－①学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a

〈コメント〉
ホーム内の居室、リビングでの学習環境が提供されており、学習塾（近年は、オンライン等）の機会も保障されています。
特に小学校の低学年等へは、学校の宿題等が済んでから遊ぼう等の声掛けや各ホームのダイニングルーム内へも学校から周知事項や行事の掲出が行われ、学校行事に対する忘れ物等無いようにと声掛けする等の配慮が行われています。
こども一人ひとりが希望する進路に向けた支援（学校や児童相談所との連携や家族への情報提供等）が実施されています。

A㉑	A－２－（９）－②「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a

〈コメント〉
家庭学習の支援や学力向上に向けた学習意欲を高めるアドバイス等の取り組みが行われていま

す。
　今年度から、自立支援を目的に自立支援担当職員（退所前の進学・就職等）を配置され、退所後のアフターフォローの充実が図られています。
　高校・大学進学に向けたこどもと学校による進路指導等が行なわれ、こどもが自分の進路について自己決定に向けての相談やアドバイス等の支援に努められています。
　こどもの進路（就職活動含む）に関する情報収集等は、書籍やメディア等で行われています。
　大学・専門学校への入学に必要な受験経費や学費、住宅家賃、生活費等の現状の動向や奨学金制度や助成金等の情報収集も行われています。

A㉒	A－2－（９）－③職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b

〈コメント〉
　学校の許可を得てと言う限定的にはなりますが、こどもにとって今後必要と思われる職場実習や職場体験、アルバイト等については推奨しておられます。
　学校等の職場体験も実施されていますが、学園の近隣に体験できる職場が少ない地域事情から厳しい状況です。
　就職希望の高校生に対しては、必要に応じて普通自動車免許の取得に取り組まれています。

A－2－（１０）　施設と家族との信頼関係づくり

A㉓	A－2－（10）－①施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a

〈コメント〉
　家族に対して、学園の相談窓口は家庭支援専門相談員となっています。
　児童相談所と協働して、こどもの支援方針の説明を行い、こどもの生活上を伝える等、家族との信頼関係構築に向けた取り組みが実施されています。
　また面会、外出、一時帰宅等も調整され、こどもと家族との関係作りの調整も行われています。
　可能な家族には、学校行事の案内、学園の行事等の案内も行われています。

A－2－（１１）　親子関係の再構築支援

A㉔	A－2－（11）－①親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a

〈コメント〉
　児童相談所等とのケース連絡会等が定期的に実施され、家族再統合プログラムの作成、家族支援の為の関係者会議（ホーム担当、心理療法担当、個別対応担当等）の開催、家庭訪問（面談）、親子生活訓練計画、外出、一時帰省等を継続的に行いながら相互の信頼構築に努められています。
　退所を想定した対象者の親子が退所後になるべく支障が発生しないため事前に生活状況に慣れるため学園内には親子等宿泊室も用意されています。